

実地指導での主な指導事項 【介護予防支援】

項目	問題点	指導内容・補足説明
介護予防支援業務の委託	<p>① 指定介護予防支援業務の委託契約書について、契約日の記載がない事例があった。</p> <p>② 委託した指定居宅介護支援事業所が作成した介護予防サービス計画書が保管されていない事例や、委託した指定居宅介護支援事業所が開催したサービス担当者会議の記録が保管されていない事例があった。</p> <p>③ 委託した指定居宅介護支援事業者が作成した介護予防サービス計画書の「地域包括支援センター 確認印」の欄について、指定介護予防支援事業所の名称の記載と押印のみで、担当者の氏名の記載がない事例があった。</p>	<p>○ 契約日の記載漏れがないように、委託契約を締結してください。</p> <p>・ 委託を行っても、委託した指定介護予防支援に係る責任の主体は、委託元の指定介護予防支援事業所にあります。</p> <p>・ 指定介護予防支援事業所は、委託先の指定居宅介護支援事業所が介護予防サービス計画原案を作成した際には、当該介護予防サービス計画原案が適切に作成されているか、内容が妥当かなどについて確認を行い、必要な書類を保管する必要があります。</p> <p>また、委託先の指定居宅介護支援事業所が介護予防サービス計画の実施状況の評価を行った際には、当該評価の内容について確認を行い、今後の方針等について必要な援助・指導を行うことが必要です。</p> <p>○ 「地域包括支援センターの意見・確認印」の欄には、確認をした委託元の指定介護予防支援事業所の担当者がその氏名を記載してください。</p> <p>・ 委託先の指定居宅介護支援事業所は、介護予防サービス計画原案を作成し、介護予防サービス計画書について、委託元の指定介護予防支援事業所の確認を受ける必要があります。</p> <p>なお、当該担当者がサービス担当者会議に参加する場合は、サービス担当者会議の終了時に、確認を行っても差し支えありません。</p> <p>【参考】「介護予防支援業務に係る関連様式例の提示について」（平成18年3月31日老振発第0331009号厚生労働省老健局振興課長通知）</p>
内容及び手続きの説明及び同意	<p>① サービス提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対して、次のことを文書を交付して説明を行っていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者から介護職員に対して、 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 複数の指定介護予防サービス事業者等の紹介を求めることが可能であること</li> <li>b 介護予防サービス計画原案に位置付けた指定介護予防サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること</li> </ul> </li> </ul>	<p>○ 左記の説明内容について、重要事項説明書に含めるなど、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用者から署名を得てください。</p>

項目	問題点	指導内容・補足説明
介護予防支援の 具体的取扱方針	① 介護予防サービス計画に介護予防訪問看護などの医療サービスを位置付けたケースについて、主治医の指示があることを確認していない事例があった。	<p>○ 介護予防サービス計画に介護予防訪問看護や介護予防通所リハなどの医療サービスを位置付けるに当たっては、利用者の同意を得て主治医の意見を求め、当該医療サービスに係る主治医の指示があることを確認し、当該指示に係る資料又は確認した記録を整備しておいてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主治医の指示があることを確認は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 利用者の受診に同行、主治医の訪問診療等に合わせて利用者宅を訪問、外来診療の終了後に訪問するなどにより、直接、主治医に確認する。</li> <li>b 医療機関の医療ソーシャルワーカー等を通じて、主治医の指示を確認する。</li> </ul> </li> </ul> <p>などの方法が想定されます。</p> <p>いずれも、事前に利用者の同意を得ておく必要があります。また、確認した指示の内容等を支援経過記録等に記録しておいてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要介護（要支援）認定に当たり主治医が作成する「主治医意見書」は、そもそも要介護（要支援）認定に当たり作成されるものでもあるため、この意見書に医療系サービスのチェックがあることをもって、当該医療サービスに係る主治医の指示があることを確認したことにはなりません。</li> </ul>
	② 介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置付けたケースについて、サービス担当者会議に当該福祉用具貸与の担当者は出席しておらず、また、担当者に対し照会等により意見も求めている事例があった。	<p>○ 居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合には、サービス担当者会議で福祉用具貸与事業所の担当者から専門的な見地からの意見を求めてください。</p> <p>○ 会議開催の日程調整を行った結果、サービス担当者の事由により会議への参加が得られなかった場合には、必ず当該担当者に対して照会等により意見を求めてください。</p>
	③ 介護予防特定福祉用具販売を介護予防サービス計画に位置付けずに、当該販売が行われていた事例があった。	○ 介護予防サービス計画に特定介護予防特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由を記載してください。